

太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 24 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 19 号

太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

太子町立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 41 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表太子町立斑鳩公民館の項位置の欄中「678 番地」を「1310 番地 1」に改める。

第 3 条中「及びその他必要な職員を置く」を「を置き、その他必要な職員を置くことができる」に改める。

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、斑鳩公民館の休館日は、太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 22 号）第 5 条に規定する休館日とする。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、同表に規定する斑鳩公民館の使用料の収受については、太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例に規定する使用料として取り扱うものとする。

別表 1 中

「

龍田公民館 斑鳩公民館	研修室 （会議室）	700円	900円	900円
	和室	1,400円	1,800円	1,800円
太田公民館	研修室 （会議室）	700円	900円	900円
	和室	1,400円	1,800円	1,800円
	調理実習室	2,100円	2,700円	2,700円

」を

「

龍田公民館	会議室	700円	900円	900円
	和室	1,400円	1,800円	1,800円
斑鳩公民館	会議室	700円	900円	900円
	和室	1,400円	1,800円	1,800円
太田公民館	会議室	700円	900円	900円
	和室	1,400円	1,800円	1,800円
	調理実習室	2,100円	2,700円	2,700円

」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 7 月 1 日から施行する。